

生活保護減額訴訟で、富山地裁が判決

### 生活保護費の減額処分取り消し

国による生活保護費の基準引上げは憲法が保障する生存権を侵害するとして、富山市の受給者5人が減額処分の取り消しなどを求めた訴訟で、富山地裁は1月24日、処分を取り消す判決を出しました。

判決では、生活保護世帯の可処分所得を調べる際に厚生労働省が用いた指数は「実態と大きく乖離した」として、原告側が主張した「デフレ調整」(左コラム参照)の問題点を認め、所得が過大評価されたと結論づけています。その上で「厚生労働大臣の判断には

裁量権の逸脱や濫用が認められ引き下げの処分は違法だ」としています。

訴えられた富山市と、古屋高等裁判所金沢支部に控訴しています。

生活保護基準は、地方税の非課税、国保保険料や介護保険料の減免基準の指標になるなど様々な低所得者施策と連動しており、基準額の引き下げは受給者だけでなく、国民の生活に大きな影響を及ぼします。

協会が賛助団体として関わる「反・貧困ネットワークとやま」(反貧困ネット

とやま)は、貧困問題の社会的解決に向けた活動の一として、今回の裁判を支援しています。

富山地裁は1月24日、歴史的判決を言い渡しました。「いのちのとりで裁判」(生活保護基準引き下げ違憲訴訟)での原告勝訴判決です。

国は、2013年8月から段階的に平均6.5%、最大10%生活保護基準を引き下げました。1950年の生活保護法制定以来、引き下げは2回だけ。その率も0.9%と0.2%です。まさに前例のない大幅引き下げです。

引き下げに対し、富山を含め全国29地裁で保護費減額処分の取り消し等を求める訴訟が提起されました。今回の引き下げは「デフレ調整」を理由の一つとして行われています。

国は学術的裏付けのない独自指標で測定した結果、生活保護世帯の可処分所得はデフレにより実質的に4.78%増えていたとして、その分だけ、生活保護基準を引き下げました。しかし、経済統計学者等は声を揃えて「そんなに増えているはずがない」と指摘しています。各種統計の分析では、実質的増加は1%台半ばかり2%程度であったことが明らかになっています。つまり、約3%が「物価偽装

されている」と指摘されています。医療と同様、政策立案においてもEBPM(Evidence Based Policy Making 根拠に基づく政策立案)が重要ですが、エビデンスの根幹である物価統計が「生活保護費最大10%削減」という結論を導くために偽装されたのです。私は、約10年この問題を追い続け、経済統計学者等とともに闘い続けてきました。

全国では高裁判決を含め16勝12敗。ほぼ勝てないとされる行政訴訟では前例のない状況です。統計が歪められ政策立案されたという問題は、あらゆる政策に通じる大問題です。裁判の舞台は高裁に移ります。ぜひご注目・ご支援ください。

## 県内の生活困窮者のいま

11

【再掲】：2020年3月15日(土)

困窮者の方の「いのちのとりで」となる生活保護。憲法第25条1項が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(生存権)を具体化したとしても重要な制度です。生活保護が十分に機能しなければ、文字通り国民の「生存」が脅かされることとなります。

生活保護費は、国が定めた「生活保護基準」に基づいて具体的に計算され支給されます。この「生活保護基準」の大幅引き下げが続いていることをご存知でしょうか？

国は、2013年から16年にかけて平均6.5%、

世帯によっては最大10%、生活保護基準を引き下げました。1950年の現行生活保護法制定以来、1%以上の引き下げが行われたことはありませんでした。前代未聞の大幅引き下げです。

一旦「最低限度の生活」のラインとして定められた基準が引き下げられると、当然、生活保護利用者の方は極めて厳しい状況に置かれます。収入の6.5%が引き下げられるといっても、裕福な世帯と「最低限度の生活」を営んでいる世帯では影響が全く異なります。

政府が主張する引き下げの理由は2つ。「デフレ調整」と「ゆがみ調整」です。特に問題なのは「デフレ調整」。簡単にいうと「生活保護世帯は物価下落(デフレ)の恩恵により可処分所得が実質的に増えている(生活が楽になっている)ため、その分基準を引き上げる」という内容です。政府は、2008年から11年の3年間で生活保護世帯は4.78%のデフレが生じていたことから、同じ割合分基準を引き下げたと主張しています。

日本における過去約50年間の一般世帯消費者物価指数を見ても、3年間で最大のデフレは2.35%。政府がいう「3年間で4.78%のデフレ」がいかに未曾有で猛烈なデフレかがわかります。

「こんなデフレ、さすがに今の日本でも起きているはずがない」。そう感じたのが私がこの問題に関わり始めたきっかけでした。

本当に生活保護世帯は「3年間で4.78%」という未曾有で猛烈なデフレに見舞われていたのか？

案の定、答えはノーでした。続きは次回で。

「統計操作」による生活保護引き下げ①

反・貧困ネットワークとやま共同代表

弁護士 西山 貞義

## 「統計操作」による生活保護引き下げ①

国は、2013年から16年にかけて平均6.5%、

政府が主張する引き下げの理由は2つ。「デフレ調整」と「ゆがみ調整」です。特に問題なのは「デフレ調整」。簡単にいうと「生活保護世帯は物価下落(デフレ)の恩恵により可処分所得が実質的に増えている(生活が楽になっている)ため、その分基準を引き上げる」という内容です。政府は、2008年から11年の3年間で生活保護世帯は4.78%のデフレが生じていたことから、同じ割合分基準を引き下げたと主張しています。

日本における過去約50年間の一般世帯消費者物価指数を見ても、3年間で最大のデフレは2.35%。政府がいう「3年間で4.78%のデフレ」がいかに未曾有で猛烈なデフレかがわかります。

「こんなデフレ、さすがに今の日本でも起きているはずがない」。そう感じたのが私がこの問題に関わり始めたきっかけでした。本当に生活保護世帯は「3年間で4.78%」という未曾有で猛烈なデフレに見舞われていたのか？案の定、答えはノーでした。続きは次回で。